

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけており、このことが株主価値を高めることの一つとも認識しています。その実現のために、株主の皆様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人などの法律上の機能整備を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えています。

また、株主及び投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めていく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

書面投票制度により株主が容易に議決権行使しうる体制を整えています。一方で、議決権電子行使プラットフォーム利用には一定のコスト増加が避けられないことから費用対効果を見極めながら、その採否を今後検討してまいります。招集通知の英訳については、決議事項とその参考書類等の英訳を実施しておりますが、英訳の範囲を拡大する方向で検討してまいります。

【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務】

当社の場合、石炭価格・為替等の外部要因により業績が大きく変動いたします。石炭価格・為替次第で大きく経営計画の中身が変わるため、中期経営計画を公表することは株主の皆様の誤解を招く懸念があると考えている為、公表しておりません。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務】

最高経営責任者等の後継者の計画について、取締役会として特段、監督は実施しておりませんが、代表取締役については、経営理念に則り、経営戦略を実現し得る取締役の中から選定することにしております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するための諮問委員会等は設置しておりませんが、報酬に係る透明性と客観性を一層高めるため、社長の諮問機関として、監査等委員である社外取締役で構成される役員報酬諮問委員会を設置しております。

【補充原則5-1-3 株主との建設的な対話に関する方針】

毎年3月末及び9月末時点の株主名簿において、株主構造を把握しております。実質的に株式を保有する株主（信託銀行の背後の株主）の調査は特に実施しておりませんが、当該株主からの対話等の要請があった場合は、可能な限り対応を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式については、発行会社との取引の維持・強化等、当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から保有いたします。

政策保有株式に係る議決権行使については、個々の株式に応じた判断が必要であると考えており、現時点においては統一の基準を設けておりません。発行会社ごとにその企業価値向上に資するかどうかという観点から、慎重に判断してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

職務権限責任規程において、役員との取引は取締役会承認、主要株主等との取引は専門部署での審査を経て、取引の重要性や性質に応じ、執行役員または適切な承認機関で決裁を受けることになっています。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページや株主通信等の様々な手段により積極的に開示を行っています。

(1) 経営理念や経営戦略（今後の経営の方向性等）を当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しています。

<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/company/philosophy/index.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針等につきましては、当社ホームページ、事業報告、有価証券報告書において開示しています。

<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/company/governance/index.html>

http://www.mitsui-matsushima.co.jp/pdf/other_591eac849f000.pdf

http://www.mitsui-matsushima.co.jp/pdf/securities_594cbb5b3ccee.pdf

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬は、上場企業として、優秀な人材の獲得・維持を実現するとともに、透明性を高めるため、外部調査機関による報酬調査データをもとに、東証一部上場企業の制度、水準を勘案の上、報酬内規を定めて、その内規に基づき決定することとしております。

なお、経営陣幹部の報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成されております。また、その決定プロセスにおける透明性と客観性を一層高めるため、社長の諮問機関として役員報酬諮問委員会を設置しております。この諮問委員会は、監査等委員である社外取締役で構成されており、都度開催され、経営陣幹部の報酬について検討を行い、社長に答申しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役の候補の指名については、すべて取締役会での審議を経て、決定することとしております。

(5)経営陣幹部の選任にあたっては、当社グループの事業に精通し、企業価値の向上に資する人材を選定し、取締役の候補の指名にあたっては、コーポレートガバナンスの継続的強化を図ることを大前提として、経営理念や経営戦略のもと、経営の健全性、透明性、効率性を確保する体制とし得る人材を選定しております。

【原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

取締役会規則、経営会議規則、職務権限責任規程等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会、経営会議の決議または稟議による社長決裁により決定しています。また、執行役員および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書の「【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に掲載のとおりであります。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に於いては、当社グループの事業に精通する取締役、事業本部を担当する執行役員兼務の取締役、経営企画、経理等管理部門を担当する執行役員兼務の取締役から構成されています。また、監査等委員である取締役に於いては、元銀行経営者、弁護士、当社の元経理／財務担当執行役員から構成されています。

当社は、少数の取締役ににより迅速な意思決定を行い、社外役員の充実による経営の健全性・透明性の向上を図る体制をとっており、現時点ではこの構成が当社の企業統治を行う上で最も適した体制であると考えております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任に関しては、取締役は1年任期であり、毎年、取締役会において審議の上、候補者を決定することにしております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書で報告しています。いずれも、当社取締役、監査等委員としての責務を適切に果たしており、取締役会、監査等委員会への出席率もほぼ100%であります。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、取締役会全体が適切に機能しているかを検証の上、課題認識の共有と機能向上を図るべく、以下の通り、取締役会の実効性に関する評価を行いました。

1. 評価の方法

今回の評価においては、全取締役を対象に、取締役会の「構成」、「運営」、「議題」、「支援体制」等に係るアンケートを実施の上、得られた回答の集計結果を基に、取締役会で意見交換を行う方法で、評価を行いました。

2. 評価結果の概要

当社取締役会は、取締役会の「構成」、「運営」、「議題」、「支援体制」等、全ての項目について概ね問題がなく、取締役会全体が適切に機能しており、十分な実効性が確保されていると評価いたしました。

しかし乍ら、以下の点については、改善が必要であると評価いたしました。

- (1)取締役会資料の事前配布に関して、一層の余裕を持って配布すべきこと。
- (2)取締役会資料の内容及び量に関して、一層の適正化を図るべきこと。
- (3)取締役会権限の委譲範囲の拡大に関して、継続的に検討すべきこと。

3. 評価を踏まえた対応

上記の課題に対し、以下のように対応しております。

- (1)事前配布の徹底のほか、担当部署より必要に応じ事前説明の機会を設けております。
- (2)会議資料のフォーム作成及び事前審査の厳格化を図り、適正化を図っております。
- (3)委譲範囲の拡大については、継続的に検討し、委譲を実施しております。

また、今後も引き続き、取締役会の実効性に関する評価を定期的の実施することにより、PDCAサイクルを構築、取締役会の更なる機能向上に繋げてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

社内出身の取締役（監査等委員である取締役を除く。）には、会社が自己研鑽に必要な支援を行ないます。また、必要に応じて専門家等による会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等に関する説明会を行ないます。

社内出身の監査等委員である取締役は、外部セミナーの受講等により、監査等委員としての心得の他、対象者の経験を勘案し、監査手法、会社法等の関係法令及び会計監査に必要な財務会計の知識等を習得しております。また、経営会議その他の重要会議への出席、グループ内の監査役との定期的な連絡会の開催を通じて必要な情報を入手し、監査能力の向上に努めています。

社外取締役には、当社グループについての知識を深めるため、重要会議に出席し、各部門から事業・業務の内容等の説明を受け、主要事業所を視察する機会を設けています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画部をIR担当部署、及びその担当取締役をIR担当取締役として選任しております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、個別ミーティングを実施しています。また、海外投資家向けに決算報告書等を英語版にてHPに開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	697,200	5.02
那須功	563,700	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	406,000	2.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	358,400	2.58
株式会社三井住友銀行	331,830	2.39

株式会社親和銀行	326,820	2.35
中島尚彦	300,000	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	254,000	1.83
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル スモールキャップ バリュー ポートフォリオ	250,100	1.80
エムエスシーオー カスタマー セキュリティーズ	229,800	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	鉱業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荒木隆繁	他の会社の出身者											
野田部哲也	弁護士											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

荒木隆繁	○	○	——	荒木隆繁氏は、金融機関における長年の経験および経営者として、トップマネジメントの経験を有し、経営に関する高い知見を有しております。また、平成20年以降は当社の社外監査役を務め、当社の事業内容等に精通しております。監査等委員会設置会社移行後も、引き続き当社の属する業界にとらわれない幅広い見地から、社外取締役としての職務の適切な遂行が期待できると判断し、社外取締役として選任いたしております。 同氏は、平成19年10月までは当社の主要取引銀行であり当社との間で資金借り入れ等の取引のある親和銀行の代表取締役頭取であり、また平成19年8月まで同行の親会社である九州親和ホールディングスの代表取締役社長でありました。現在では九州親和ホールディングスは解散しており、また同氏は親和銀行においては何らの役職にも就いておらず、報酬等も受け取っていないため、利害関係は一切ありません。さらに、同氏は当社と取引のある福岡銀行の子会社であるFFGビジネスコンサルティングの代表取締役社長でありましたが、平成24年4月2日に辞任しております。従って同氏の当社からの独立性は保たれていると判断し、独立役員として指定しております。
野田部哲也	○	○	——	野田部哲也氏は、長年にわたる弁護士としての幅広い経験を活かし、平成25年以降当社の社外監査役として、取締役会にて積極的に発言する等、職務を適切に果たしております。監査等委員会設置会社移行後も、野田部氏の経験や知見を当社取締役会に生かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役として選任いたしております。 同氏と当社との間には利害関係はないことから独立性も保たれていると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とし、また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人が当該職務を行う期間は、監査等委員会の指揮命令下にあるものとする。取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査室はそれぞれ監査計画の立案や監査結果の報告などお互いに緊密な連携をとり、具体的には、監査等委員会は、会計監査人との意見交換並びに情報の聴取等を年4回以上行い、また、内部監査室とは月1回以上の情報交換を行うことにより監査の品質向上と効率化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	2	2	0	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、報酬に係る透明性と客観性を一層高めるため、社長の諮問機関として、監査等委員である社外取締役で構成される役員報酬諮問委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の選任及び独立性に関する基準を以下の通り定めております。

社外取締役の選任及び独立性に関する基準

第1条(目的)

本基準は、当社における社外取締役の選任及び独立性に関する基準を定めることを目的とする。

第2条(社外取締役(監査等委員である取締役を除く。))

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

第3条(監査等委員である社外取締役)

監査等委員である社外取締役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第331条第3項に定める兼任禁止規定に該当しない者
4. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

第4条(社外取締役の独立性)

1. 当社における社外取締役のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外取締役は、独立性を有するものと判断されるものとする。

- (1) 当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者)又はその業務執行者である者
 - (2) 当社を主要な取引先(直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう)とする者又はその業務執行者である者
 - (3) 当社を主要な取引先(直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう)又はその業務執行者である者
 - (4) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 - (5) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
 - (6) 当社のメインバンクや主要な借入先又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
 - (7) 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者(ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者)
 - (8) 過去3年間に於いて、上記1)から7)のいずれかに該当していた者
 - (9) 上記1)から8)のいずれかに掲げる者の二親等以内の親族
 - (10) 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)の二親等以内の親族
 - (11) 過去3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 - (12) 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうると、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
2. 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外取締役は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成されており、株主総会においてご承認いただいた月額17百万円の報酬枠の範囲内で取締役会における公正な検討、審議を経て決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

第161期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)取締役および監査役の報酬等の額
監査等委員以外取締役(うち社外取締役) 5名(1名) 177百万円(2百万円)
監査等委員である取締役(うち社外取締役) 3名(2名) 34百万円(19百万円)
監査役(うち社外監査役) 3名(2名) 10百万円(6百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(監査等委員でない取締役報酬)

当社の監査等委員でない取締役報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成されており、株主総会においてご承認いただいた月額17百万円の報酬枠の範囲内で取締役会における公正な検討、審議を経て決定しております。

(監査等委員である取締役報酬)

当社の監査等委員である取締役の報酬(社外取締役報酬を含む)は、基本報酬のみであり、かつ基本報酬は固定報酬のみで構成されており、株主総会においてご承認いただいた月額5百万円の報酬枠の範囲内で監査等委員会の協議に基づき決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会については事務局である総務部が、監査等委員会については監査等委員会の補助使用人が、会議に使用する資料について事前に配布を行い、また、必要に応じて担当部署からの説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行は、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化・充実を図ることを目的とするものです。

また、経営の意思決定機関である取締役会と、その意思決定に基づいた業務執行を分担する執行役員制度を取り入れております。

取締役会は提出日現在、取締役7名(監査等委員である取締役3名を含む)で構成し、重要な業務執行その他取締役会規則にて定めた決議事項について決定を行っております。原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

監査等委員会は提出日現在、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名置いております。各監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社及び子会社の業務及び財産の状況の調査等を行い、取締役の職務執行について監査しております。また、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を1名選任しております。

経営会議は代表取締役と執行役員並びに監査等委員(オブザーバー)で構成され、原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しており、取締役会において審議される事項については経営会議において事前に審議しております。提出日(平成29年6月23日)現在で6名(うち取締役兼務者2名)となっております。執行役員の任期は1年であり、業務執行責任の明確化を図っております。

なお、定款規定の取締役員数は12名以内(うち、監査等委員である取締役は5名以内)であります。監査等委員でない取締役の任期は1年と定め、経営責任の明確化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は常に質の高いコーポレート・ガバナンス体制を企図しており、これまでも監査役会設置会社及び社外取締役設置会社として、経営の透明性を図る体制を整えてきました。しかし、会社法の改正により新設された監査等委員会設置会社は、監査等委員である取締役に取締役会の議決権があり、また、監査等委員以外取締役の選任・報酬等について株主総会での意見陳述権があるなど、業務執行者に対する監督機能がより強

化されております。監査等委員会は、純然たる監査機関にとどまるものではなく、監督機能をも有する機関でありますので、これにより、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることができると考え、平成28年6月24日に監査等委員会設置会社に移行いたしました。また、当社は、経営の意思決定機関である取締役会と、その意思決定も基づいた業務執行を分担する執行役員制度を導入しており、現時点ではこの組織体制が当社の企業統治を行う上で最も適した体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した期日で株主総会を開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供を当社ホームページ及び東京証券取引所のTDnet上で行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、アナリスト・機関投資家向けにスモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとの決算説明資料を当社ホームページ及び東京証券取引所のTDnetに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については、「三井松島グループ企業行動憲章」ならびにコンプライアンスマニュアルに規定しており、三井松島グループ全社員・役員へ配布し遵守を義務付けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの基本方針を制定し、三井松島グループでCSRに関する意識の浸透、活動の推進を図っております。 また、当社創業の地、長崎県西海市の松島において地域住民と共同で清掃活動を実施(年1回)している他、国立大学法人九州大学と連携推進協定を締結し、資源開発に関する人材育成支援等に取組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・当社の内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は内部統制システムの構築並びに継続的な改善、効果的な運用を通じて、内部統制の目的である「業務の有効性・効率性」「法令等の遵守」「財務報告の信頼性」「資産の保全」を図り企業価値の向上を目指します。

・内部統制システムの整備状況

当社は内部統制システム構築の基本方針に関して下記の通り取締役会決議を行っております。

1. 「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」(会社法第399条の13第1項1号ハ)

当社は、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、原則として月1回定期的に開催するほか、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査等委員会の定める監査の方針及び分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

2. 「業務の適正を確保するための体制」(会社法第399条の13第1項1号ロ、ハ、同法施行規則第110条の4)

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制(会社法施行規則第110条の4第2項1号)

取締役の職務の執行に係る情報・文書(以下職務執行情報という。)の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(同2項2号、5号)

- 当社及びその子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という)全体のリスク管理の基本的枠組みを定めた「リスク管理規程」に従って、「リスク管理委員会」を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。
- 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各部署において検討の上、経営会議並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各部門における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、決裁もしくは承認されることによって、損失の危険を回避・予防する。
- 内部監査室はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制(同2項3号)

- 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化及び効率化を目的に執行役員制度を導入する。
- 当社には意思決定機関として取締役会のほか、代表取締役及び執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を移譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
- 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(4) 使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制(同2項4号、5号)

- 当社グループの全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、当社グループの全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
- 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容並びに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査等委員会に報告される体制を確立する。
- コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
- 内部監査室は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制(同2項5号)

- 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社のエネルギー事業本部及び生活関連事業本部が、所管する子会社の当社に対する報告事項や承認事項を管理する。
- 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社及び子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。
- 当会社の内部監査室は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署及び取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。
- 当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項(同1項1号)

監査等委員会からの要請により、必要な期間、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことがある。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(同1項2号、3号)

- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査等委員会の指揮命令下にある

ものとする。

(8)当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(同1項4号、5号)

- a 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- b 前項の報告・情報提供としての主なものは、次の通りとする。
 - ・当社グループの内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役及び内部監査室またはこれに相当する部署の活動状況
 - ・当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・当社グループの業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・当社グループの内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・当社グループの社内稟議書および監査等委員から要求された会議議事録の回覧の義務付け
- c 当社グループの役職員が監査等委員会に当該報告及び情報提供を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととする。

(9)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(同1項6号)

- a 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- b 当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10)その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制(同1項7号)

監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回(監査等委員会が臨時に必要と判断する場合は、別途)設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

3.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針において記載の通り、「当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。」を基本的な考え方としており、平成16年11月18日に制定の「行動憲章」において「反社会的勢力との対決」を全役職員に対して示し、周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は平成19年12月20日開催の取締役会において、有効期限を平成20年6月27日開催の定時株主総会終結の時までとして、買収防衛策導入の決議を行いました。その後、平成20年6月27日、平成23年6月24日、平成26年6月27日、平成29年6月23日開催の定時株主総会において、それぞれ本施策の継続について決議を行っています。

1. 本施策の導入目的

本施策は、当社株券等を20%以上取得しようとする「大規模買付者」が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的とします。

具体的には、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断するために、大規模買付者から株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報を提供していただくこと、及び当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保することが必要であり、本施策の導入に至ったものです。

2. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべきルールを予め設定しておき、ルールを遵守しない場合や、ルールを遵守した場合であっても、その行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断された場合には、取締役会は新株予約券の無償割当等の防衛措置の発動ができるというものです。

尚、防衛措置の発動に関しては取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として独立委員会を組織しています。

独立委員会の委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役又は社外有識者の中から選任しています。

具体的な手順については、大規模買付者に対し、事前に所定の十分な情報を提供することなどを求め、独立委員会が60日間(大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による場合)又は90日間(その他の大規模買付行為)以内に、評価・検討のうえ、防衛措置の発動の是非について取締役会に勧告し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、防衛措置を発動するか否かについて最終的に決定します。

尚、本施策の有効期間は平成32年6月開催予定の当社提示株主総会終結の時までとなっています。

本施策の詳細につきましては、当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより株式会社の支配に関する基本方針の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」についてをご参照ください。

(<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

三井松島産業株式会社 株主総会

選任・解任

選任・解任

取締役会

取締役（監査等委員以外）

監査

監査

監査等委員会

会計監査人

統制・監督

経営会議

選定・解職

代表取締役社長

指示

報告

監査・調査

連携

会計監査

報告

監査

各事業本部・部・室 各グループ会社

報告

報告

報告

指示

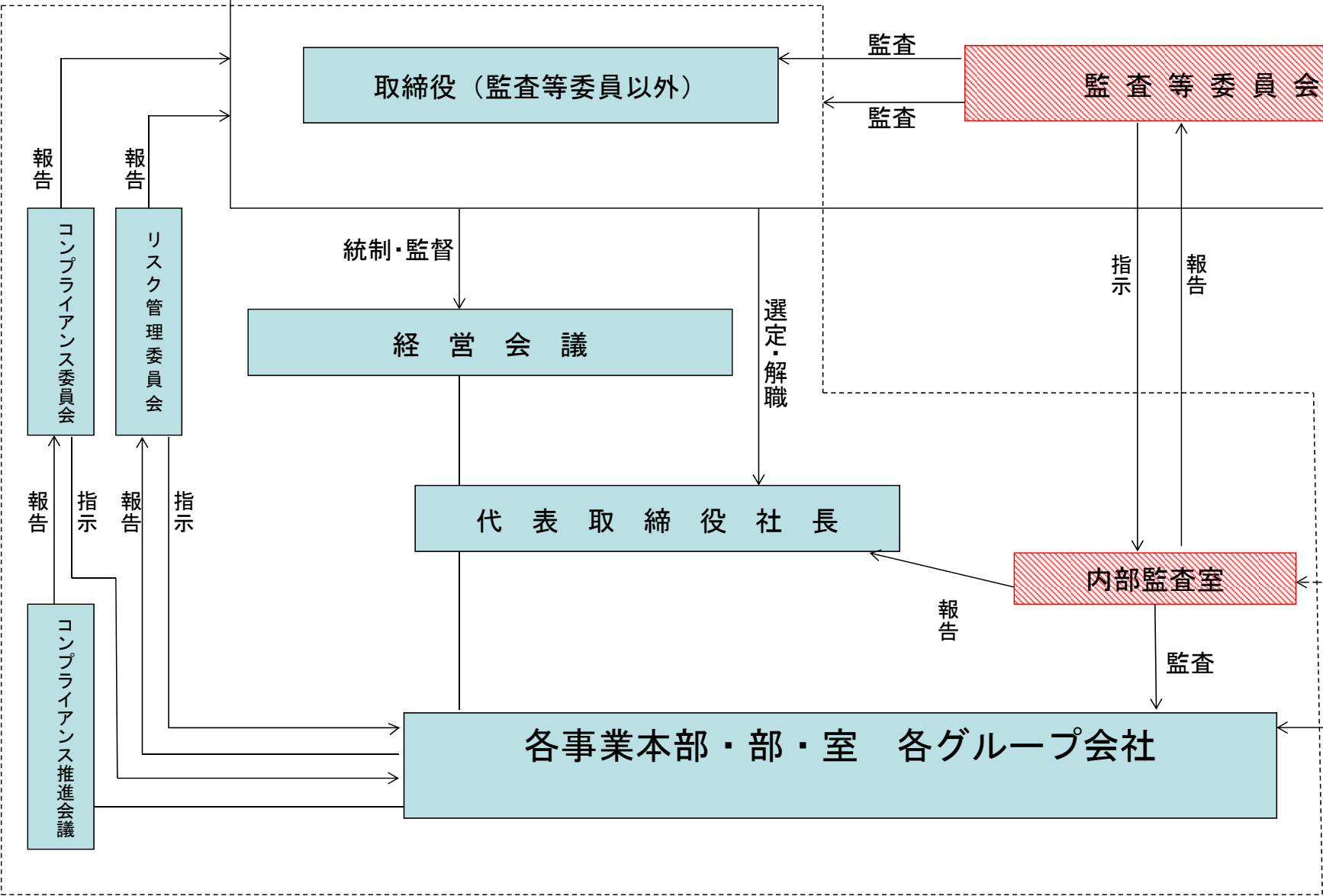
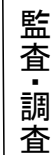
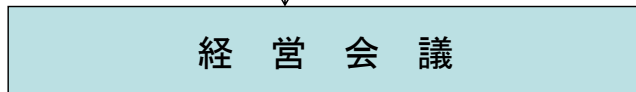
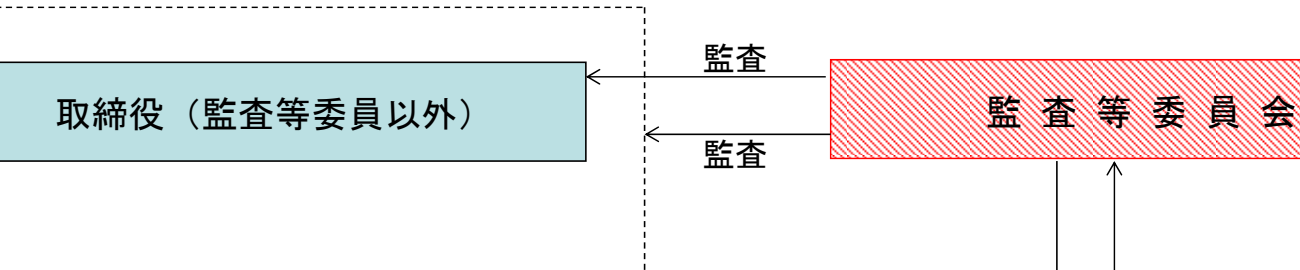
報告

指示

コンプライアンス推進会議

コンプライアンス委員会

リスク管理委員会



会社情報の適時開示に係る社内体制

